

大学評鑑弁法（邦文仮訳）

小 田 格

公益財団法人大学基準協会
総務部総務企画課係長

はじめに

本資料は、台湾（中華民国）の大学評価に関する制度の理解に資するよう、大學評鑑¹辦法（臺教高（二）字第1020016821C 號令）（以下「大学評鑑弁法²」という。）を邦文に仮訳したものである。

大学評鑑弁法は、2007（民国96）年1月9日に公布され、同日より施行されている法規命令であり、全16条から構成され、同国における大学評価に関する諸事項を規定している³。同弁法は、現在に至るまで、2009（民国98）年8月5日及び2013（民国102）年1月31日の2度にわたり改正がなされている。2009年の改正は、2008（民国97）年1月16日の私立学校法改正に伴うものであり、主として関係法令の制限除外に関する同法第57条第3項への対応が図られた⁴。また、2013年の改正は、大学評価制度の充実及び実務上の必要性、並びに上記私立学校法第57条第3項の趣旨の積極的な実現を目的としてなされた⁵。

邦文への仮訳に当たり、用字・用語や表現等については、内閣法制局の決定による「法令における漢字使用等について」（平成22年11月30日）等の本邦の諸基準を参照した。また、原文では1文であっても、邦文としたときに分かりにくい場合には、若干の整理を加えて2文とするなどの調整を行った条項もある。さらに、各条項については、項ごとに算用数字を付すなど、本邦の法令に合わせた表記方法に変更している。そして、解説が必要と判断された一部の用語や条文等には、注を付して対応することとした。

なお、本資料については、可能な限り適切な内容となるよう努めたが、中華民国教育部その他の関係機関の確認・許諾等を経過したものではなく、その正確性が保証されるものではない。また、本資料は、筆者が個人として発表するものであり、所属機関等により公表されるものではない。したがって、台湾において、同弁法を実務で利用する場合は、自己の責任の下、必ず原文・原典に当たられることとされたい⁶。

大 学 評 鑑 弁 法

台教高（二）字第1020016821C 号令
民国102年1月31日改正

第1条 大学法⁷第5条第2項⁸及び私立学校法⁹第57条第6項¹⁰の規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 十全な大学評価制度を構築するために、教育部¹¹（以下「本部」という。）は、以下の各号に定める大学評価に関する事務を計画しなければならない。

- 一 わが国の大学評価制度に関する研究
- 二 海外の大学評価に関する情報の収集及び分析
- 三 大学が各学問領域における国際認証を申請するための援助
- 四 国内外の専門的評価機関の資格指標の開発・構築
- 五 国内における大学評価に関する人材プール及び

データベースの構築

六 大学評価の関係者に対する研修課程の提供

七 その他評価制度に関係する事項

- 2 前項に規定する大学評価に関する事務の計画については、必要と認められる場合、本部と大学が共同で設立した財団法人高等教育評価中心基金会¹²（以下「評価中心」という。）にこれを委託することができる。この場合において、本部は、評価中心により策定された事業計画の報告を受けた後、この査定を行うものとする。

第3条 大学評価の分類は、以下の各号に定めるものとする。

一 校務評価：教務、学生事務、総務、図書、情報、人事、会計等の事務に関して行う当該大学の全体的な評価のことをいう。

二 院¹³、系¹⁴、所¹⁵及び学位課程¹⁶に関する評価：院、系、所及び学位課程の課程設計、教員による教育、学生の学習、研究成果、図書・施設設備、行政管理、業務成果等の項目に対して実施する評価のことをいう。

三 学問分野別評価：特定の領域に関する院、系、所又は課程における研究、教育及びサービス効果の項目について実施する評価のことをいう。

四 専案評価：特定の目的又は需要に基づき実施する評価のことをいう。

- 2 前項第1号及び第2号に定める評価は、4年から7年ごとに1度実施するものとし、必要に応じて周期の調整を図ることができる。前項第3号及び第4号に定める評価は、必要に応じてこれを実施することができる。

第4条 本部は、自ら評価委員会を組織し、又は学術団体若しくは専門の評価機関に委託することにより、大学評価を定期的に実施しなければならない。

- 2 前項に定める学術団体又は専門の評価機関は、以下に定める条件を満たしていなければならない。

一 許可登録がなされている全国規模の学術団体、又は許可登録がなされており、かつ、設立趣旨が大

学教育と関係を有する全国規模の民間団体又は専門職業機関であること。

二 十分な評価領域の専門家及び学者、十全な評価者の選出及び研修の制度、十分な専任又は兼任の事務職員並びに健全な組織及び会計制度を含む専門的かつ客観的な評価の実施計画を有していること。

第5条 各大学は、本部又は本部の委託した学術団体若しくは専門の評価機関により定期的に実施される大学評価を受審しなければならない。ただし、以下の各号に定める条件のいずれかを満たす場合は、本部に対して評価受審の免除を申請することができる。

一 すでに十全な自己評価の制度が構築されており、その自己評価の制度・枠組み及び結果が本部による認定を受けているとき。

二 すでに本部が認可したその他の国内外の専門的评价機関による評価を受審し、認定を受けているとき。

- 2 本部は、前項但書第1号に定める認定のために、認定班を組織し、これを行わなければならない、その認定に係る手続及び基準は、本部が定めるところによる。本部は、前項但書第2号に定める認可を行うために、認可班を組織し、これを行わなければならない、その認可に係る手続及び基準は、本部の定めるところによるものとし、本部の認可を受けた国内外の専門的评价機関は、本部により、その名称を公表されなければならない。

第6条 本部又は本部により委託された学術団体若しくは専門的评价機関は、以下の各号に定める原則及び手続に基づき、大学評価事業を実施するものとする。

一 評価委員会を設置し、全体的な評価に関する事務を統括するものとする。

二 各種の評価は、評価を実施する1年前に受審大学に通知を行わなければならない。ただし、学問分野別評価及び専案評価は、この限りでない。

三 各種の評価は、専案評価を除いて、評価実施計

画を策定し、評価を実施する6か月前に公表しなければならない。

四 前号の評価実施計画の内容は、評価項目、基準（指標）、手続、結果及び不服申立¹⁷並びに評価者の資格、講習、倫理、忌避その他関係事項を包含していなければならない。評価委員会における決定及び本部による許可を受けた後、本部又は本部により委託された学術団体若しくは専門的評価機関は、これを公表するものとする。

五 評価に関する説明会を実施し、評価計画の実施について、受審大学に詳細に説明を行うものとする。

六 評価班を組織することとし、評価班は、評価委員会の監督及び指導をうけ、評価事務を執行するものとする。

七 当該年度のすべての大学評価が終了してから4か月以内に評価報告の初稿を完成させ、受審大学に送付するものとする。

八 評価報告の初稿に対して不服のある大学は、当該初稿を受領してから2週間以内に、本部又は本部の委託した学術団体若しくは専門的評価機関に対して不服申立¹⁸を行わなければならない。不服申立に理由が認められる場合、本部又は委託した学術団体若しくは専門的評価機関は、評価報告の初稿を修正しなければならない。不服申立に理由が認められない場合、評価報告の初稿を維持し、評価報告及び評価結果を完成させるものとする。

九 本部又は委託した学術団体若しくは専門的評価機関は、評価結果を公表するとともに、評価報告書を受審大学に送付しなければならない。

十 評価結果に対して不服のある大学は、評価結果が公表されてから1か月以内に、本部又は本部の委託した学術団体若しくは専門的評価機関に対して不服申立¹⁹を行わなければならない。不服申立に理由が認められる場合、本部又は本部の委託した学術団体若しくは専門的評価機関は、評価結果を修正し、又は改めて評価を実施しなければならない。最終的な評価結果については、別に公表するものとする。

十一 受審大学からの不服申立²⁰に際して提出され

た意見については、これを公正かつ客観的に処理する制度・枠組みを設けなければならない。

十二 評価の種類、性質及び目的の別により、評価結果の処理方法を定めるとともに、追跡評価及び再度の評価受審の制度・枠組みを設け、これらを定期的に実施するものとする。

十三 評価者及び評価に参加する関係者は、評価業務において得た各種の情報につき、守秘義務を負わなければならない。これを公開してはならない。

第7条 本部は、大学評価の実施を委託した学術団体又は専門的評価機関の計画、設計、実施、結果報告等について、メタ評価を行うことができる。メタ評価の結果は、本部が大学評価の実施委託先の選定を行う際の根拠とすることができる。

第8条 評価受審大学は、評価結果において不十分であるとされた事項につき、定められた期限で積極的な改善を図らなければならないとともに、当該事項を校務計画に取り入れるものとする。評価受審大学は、評価結果において不十分であるとされた事項のうち、依然として改善できていない事項については、本件に係る説明を提出しなければならない。評価結果において不十分であるとされた事項の改善結果は、次の評価における項目とする。

2 本部は、評価結果を大学の規模拡張及び学雑費並びに経費の褒賞及び補助を査定及び調整する際の参照根拠とすることができる。

3 前項にいう大学の規模拡張の調整には、院、系、所、学位課程、組及び班の増設及び調整並びに募集定員、入学方式及び定員配分等の調整に関する事項を含めるものとする。

第9条 受審大学が評価を通じて、運営が十全であり、かつ、成果が卓越していると認められるには、以下の各号に定める条件のいずれかに該当していなければならない。

一 直近の大学校務評価の項目が全て適合若しくは直近の技専校院²¹総合評価の行政類評価の成績が全

て一等²²（又は適合）又は大学若しくは技専校院の校務項目が本弁法第5条第1項の規定に基づき本部により有効期間内での評価受審の免除を受けていること。

二 直近の大学の院、系、所及び学位課程の評価項目が全て適合若しくは直近の技専校院の総合評価における専門類評価の院、系、所及び学位課程の評価の成績が全て一等（又は適合）又は大学若しくは技専校院の院、系、所及び学位課程の評価が本弁法第5条第1項の規定に基づき本部より有効期間内での評価受審の免除を受けていること。

2 技術学院が科技大学と改称する場合²³においては、改称後に評価を受審した際の成績を根拠としなければならない。

第10条 私立大学が前条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合、当該私立大学が選出及び招聘する学長及び専任教員の年齢に関して、本部の定める期間内に関係資料を添付したうえで、本部に対して報告を行い、本部による査定がなされた後に、以下の各号に基づき、関係法令に定める制限の適用を受けないものとする。

一 選出及び招聘する学長及び専任教員の年齢の上限に係る規定を自ら設定するものとし、専任教員が行政職を兼任することができるものとする。ただし、学長及び優秀な専任教員の年齢の上限は、75歳を超えてはならない。

二 65歳以上の専任教員を招聘する場合、その任期は5年を超えてはならず、再任するときも同様とする。65歳以上の専任教員の人数は、当該私立大学の専任教員全体の人数の3%を超えてはならない。

三 制限緩和の適用を受けて招聘された専任教員及び学長の任期は、当該任期中に75歳に達したときに満了とする。

四 前3号の専任教員は、助理教授²⁴以上でなければならない、教育研究上において優れた業績を有するものとし、その基準は当該大学が定めるものとする。

2 私立大学が前条第1項第1号及び第2号の規定いずれにも該当する場合、以下の別表に定める事項に関して、本部の定める期間内に関係資料を添付したうえで、本部に対して報告を行い、本部による査定がなされた後に、以下の各号に基づき、関係法令に定める制限の適用を受けないものとする。

項目	法令の制限を受けない範囲
系、所、学程、科 ²⁵ 、組 ²⁶ 及び班 ²⁷ の増設	修士課程を増設する場合、本部の専案審査を必要としない。ただし、政府の関係部門が人材育成の規模を定めている分野及び医療分野に関する科は、本部の審査を受けなければならない。
学生を募集する系、所、学程、科、組、班及び人数並びに入学方式及びその定員配分	一 全体の規模を拡大することができる。ただし、当該年度に増加させることのできる定員については、前年度の募集定員の3%を超えないものとする。 二 全体の定員規模の範囲内において、昼間及び夜間の学士課程、修士課程及び博士課程の募集定員を調整することができる。 三 学士課程（専科部 ²⁸ を附設するものを含む。）、修士課程及び博士課程の入学選抜の定員は、募集定員の40%を超えることができる。
招聘する学長及び専任教員の年齢	一 大学は、選出及び招聘する学長及び専任教員の年齢の上限に係る規定を自ら設定するものとし、専任教員が行政職を兼任することができるものとする。ただし、学長及び優秀な専任教員の年齢の上限は、75歳を超えてはならない。 二 65歳以上の専任教員を招聘する場合、その任期は5年を超えてはならず、再任するときも同様とする。 三 制限緩和の適用を受けて招聘された専任教員及び学長の任期は、当該任期中に75歳に達したときに満了とする。 四 前3号の専任教員は、助理教授以上でなければならない、教育研究上において優れた業績を有するものとし、その基準は当該大学が定めるものとする。
学生から徴収する費用の項目、用途及び金額	学雑費に係る自主計画を策定することができるものとする。学雑費の徴収基準に係る調整幅の上限は、基本調整幅の2倍に引き上げることができるものとし、4年以内においてその学雑費の徴収基準を自主的に調整することができるものとする。ただし、専科以上の学校における学雑費の徴収方法の規定に合った大学である必要がある。

第11条 本部が前条の規定に基づき査定を行う場合、大学が法令の定める制限の適用を免除するよう申請した事項について、制限の適用を受けない期間及び範囲を明記しなければならない。

2 本部は、必要と認められる場合、大学が前条各号に定める事項を処理した結果に対して、専案評価又は審査を行い、かつ、当該評価結果又は審査結果を原査定処分の変更又は廃止を行うための参考とすることができる。

第12条 私立大学が第10条に定める事項を処理する場合において、以下の各号のいずれかに該当するとき、本部は、原査定処分を変更又は廃止することができる。

一 関係法令に違反している場合。ただし、本弁法の規定に基づき制限の適用を免除されているときは、この限りでない。

二 第10条に基づく査定計画が未了の場合。

三 処理が不適切であり、学生の教育を受ける権益に影響が生ずる場合。

2 本部が前項に定める事態を生ずるおそれがあると認めた場合、そのおそれが認められた日より調査を実施し、2か月以内に同調査を完了しなければならない。ただし、必要と認められるときは、同調査の期間を1回延長することができるものとするが、その期間は、最長で2か月に達しないものとする。

第13条 本部は、前条に定める調査を行う場合、その状況に応じて、以下の各号に定める措置を講ずることができる。

一 私立大学に対して書面による説明及び答弁、並びに関係文書の提出を求めること。

二 事前の通知なしに当該私立大学への訪問調査を行うこと。当該私立大学は、これを妨害又は拒絶してはならない。

三 当該大学の学生、学生の保護者、教職員その他関係者に対する意見聴取を行い、その書面記録を作成したうえで、対象者に対する署名及び確認を行うこと。

四 関係機関の職務協力を求めること。

五 その他適当な方法

第14条 私立大学は、本部が第12条第1項に基づき、原査定処分を変更又は廃止する場合、既に入学させた学生の教育を受ける権益を保護するために、当該学生が卒業するまでは、原査定処分を維持することができる。

第15条 私立大学は、本部が第12条第1項に基づき、原査定処分を変更又は廃止する場合、当該私立大学は、当該私立大学が第10条に基づき招聘した学長及び専任職員を、変更又は廃止の命令が下された年度が終了した翌日に解職しなければならないが、当該者が退職又は手当を付与した上での解雇の条件に適合するときは、各者に応じた処理をしなければならない。

第16条 本弁法は、公布日から施行する。

以上

【注】

¹ 「評鑑（ターム・リマ）」という語は、「評価」を意味する単語である。中華民国教育部により編纂されているオンライン上の辞典「教育部重編國語辭典修訂版」（<http://dict.revised.moe.edu.tw/cbdic/>）において、「評鑑」は「評述及鑑定事物的計畫和施行結果，以為改進的參考（物事の計画と実施について評論と鑑定を行い、もって改善の参考とすること）」と説明されている（最終閲覧日2016年2月24日）。他方において、この単語は、中華人民共和国では使用頻度が低いものであり、それゆえ依藤醇・小川文昭・三宅登之編『中日辞典〔第2版〕』北京商務印書館・小学館、相原茂編『講談社中日辞典 第三版』講談社、相原茂・荒川清秀・大川完三郎主編『東方中国語辞典』東方書店といった本邦の主要な中国語の辞書には、見出し語として収録されていない（中華人民共和国においては、「評価」という場合、一般に“评价／評價（píngjià）”や“評估／評估

(pínggū)”が使用される。大学評価については、多くの場合、“評価”が用いられる。)。なお、本資料にあっては、固有名詞（法令名称及び機関名称）に使用されているものは、「評鑑」のままとし、条項において動詞又は一般名詞として使用されているものは、「評価」とした。

² 「辦法（弁法）」という呼称は、本邦の法令で通常使用されるものでないことから、「規則」等に訳すべきという見解もありうる。しかし、台湾（中華民国）の法令にも「規則」という呼称が存しており、無用の混乱を避けるためにも、「弁法」とする。なお、「弁法（办法）」という呼称は、中華人民共和国の法令や規範性文件においても使用されるものである。

³ 本稿執筆中の2016年3月時点の内容である。なお、以下で触れる各法令の内容も、同時期におけるものである。

⁴ 「0980805立法理由」（大學評鑑辦法修正總說明）

⁵ 「1020131立法理由」（大學評鑑辦法部分條文修正總說明）

⁶ 最新の条文は、中華民国教育部ウェブサイト「法規體系列表（高等教育）」（<http://edu.law.moe.gov.tw/LawCategoryContentList.aspx?id=04>）において確認することができる（最終閲覧日2016年2月24日）。

⁷ 大學法（華總一義字第10400153631號令）は、全6章42条から構成される法律であり、大学に関する諸事項を大綱的に規定したものである。なお、同法については、拙稿（2015）においても取り上げたが、その後、2015（民国104）年12月30日に改正がなされていることを付言しておきたい。

⁸ 同条同項は、「教育部は、各大学の発展を促進するために、評価委員会を組織し、又は学術団体若しくは評価機関に委託して、定期的に大学評価を実施し、かつ、その結果を公表することにより、政府による教育経費補助及び学校調整発展規模の参考としなければならない。その評価の方法については、教育部の定めるところによる。」と規定している。

⁹ 私立學校法（華總一義字第10300000581號令）は、全89条から構成される法律であり、大学に限らず、

初中等教育機関も含む私立学校に関する諸事項について規定するものである。

¹⁰ 同条同項は、「第2項に定める評価の項目、基準、プロセスその他関係事項、並びに第3項各号に定める制限を受けない範囲、処理方式、プロセスその他関係事項の方法は、学校の主管機関によりこれを定めるものとする。」と規定している。そして、同第2項は、「学校の主管機関は、各私立学校の発展を促進させるために、評価会を組織し、又は学術団体若しくは専門の評価機関に委託することにより、定期的に私立学校評価を実施し、かつ、その結果を公表したうえで、政府教育経費補助及び学校調整発展規模の参考としなければならない。」と定め、同第3項は、「私立学校は、当該学校の主管機関による評価の実施が十全であり、その成果が卓越したものである場合、法による奨励を除いて、当該学校が以下の各号に定める事項を行うときは、主管機関の同意を経たことを報告した後において、本法その他の法令の規定による制限を受けないものとする。一 系、所、学程、科、組及び班の増設。二 学生を募集する系、所、学程、科、組、班及び人数並びに入学方式及びその定員配分。三 招聘する学長及び専任教員の年齢。四 学生から徴取する費用の項目、用途及び金額。ただし、十全な奨学制度を有する者に限る。五 学校の形態による実験的教育又は校内における教育実験の実施。」と規定している。

¹¹ 本邦の文部科学省に相当する行政機関である。

¹² 財団法人高等教育評鑑中心基金會（Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan、以下“HEEACT”という。）は、教育部が主導し、153大学が協賛する形で設立された質保証機関であり、大学の機関別評価やプログラム評価を実施している。当該機関の詳細については、伴野（2015）を参照されたい。なお、当該機関の管理等を定めた法規命令として財団法人私立學校興學基金會組織運作及基金管理辦法（台參字第0980202341C號令及台財稅字第09804577530號令）が存する。

¹³ 台湾（中華民国）の大学の組織体系は、本邦のそれと異なっている。大学法第11条第1項は、「大学

は学院を置き、又は単独で研究所を置くものとし、学院は学系又は研究所を置くことができる。」と規定する。「院」とは、ここにいる「学院」のことである。例えば、国立台湾大学の文学院（College of Liberal Arts）の場合、当該「学院」の下に8つの「学系」、4つの「研究所」及び2つの「学位課程」並びに8つの附属機関・センターが置かれている。すなわち、「学院」とは、密接な関係を有する学問領域の学部・研究科や附属機関等を束ねる組織のことである。

¹⁴ 注13で示した大学法第11条第1項が規定するところの「学系」という単位であるが、本邦の学部（学科）と研究科（専攻）を合わせた組織といって差支えない。例えば、国立台湾大学文学院の中国文学系（Department of Chinese Literature）の場合、当該「学系」の下に「學士班（学士課程）」、「碩士班（修士課程）」及び「博士班（博士（後期）課程）」が置かれている。

¹⁵ 注13で示した大学法第11条第1項が規定するところの「研究所」という単位であるが、学部基礎を置かない大学院の独立研究科と解して差支えない。例えば、国立台湾大学文学院の語言学研究所（Graduate Institute of Linguistics）の場合、当該「研究所」の下に「碩士班（修士課程）」及び「博士班（博士（後期）課程）」が置かれている。なお、兩岸四地（中国語圏）においては、「大学院」という呼称は存せず、これに該当する語は「研究所」である（日本語にいう「研究所」は、「研究中心」等とされることが多い）。

¹⁶ 大学法第11条第2項は、「大学は、系、所及び院を跨ぐ単位課程又は学位課程を置くことができる。」と規定する。例えば、国立台湾大学文学院の華語教学碩士學位學程（Graduate Program of Teaching Chinese as a Second Language／中国語教授法修士課程）は、同学院の語言学研究所、中国文学系及び外国語文学系の共同計画により設置された修士課程である（<http://www.tcsln.tu.edu.tw/ntutcsli/introduction/introduction.php>）（最終閲覧日2016年2月24日）。

¹⁷ 原語では、「申覆、申訴」とされている。「申覆」は、

「審査の申請」等と訳すべきであろうが、台湾（中華民国）で専ら使用される語と見られ、中華人民共和国では使用頻度が低い。また、「申訴」は、「上告、不服申立、提訴」等と訳される。この両者は、本来、行政法上の概念であるが、本弁法では、必ずしも法学上の用法と同じ使われ方がされているものではない。財団法人高等教育評鑑中心基金會（2008）によれば、HEEACTでは、「申覆」は評価結果公表前の評価報告書の初稿に意見がある場合に行う「意見申覆」とされる。また、同（2008）によれば、HEEACTでは、「申訴」は、評価結果公表後において、評価結果が「待觀察（経過觀察）」又は「未通過（不適合）」の場合に行うものとされる。以上の諸点を公益財団法人大学基準協会の各認証評価事業と対照した場合、「申覆」は「意見申立」に相当し、「申訴」は「異議申立」に相当するといえることができる。ただし、本邦の各認証評価機関における諸手続の呼称は一律でないこともあり、他方において、原語の「申覆」及び「申訴」では直ちに意味が分からないこともあることから、本資料では、さしずめ両者を合わせて「不服申立」と訳し、本条各号の該当箇所注を付すことにより、いずれか一方であるかが明らかになるようにした。

¹⁸ 原語では、「申覆」である。

¹⁹ 原語では、「申訴」である。

²⁰ 原語では、「申覆、申訴」である。

²¹ 高等教育機関のうち、専科學校、技術学院、科技大学等の総称である。このカテゴリーの教育機関については、社團法人台灣評鑑協會（Taiwan Assessment and Evaluation Association、以下“TWAEA”という。）が評価を実施している。

²² TWAEAが実施する技專校院評価は、2013年まで各項目につき4段階の等級を付す「等第制評価」であった。なお、2014年以降は、TWAEAの技專校院評価も「認可制評価」に移行しており、「通過（適合）」、「有條件通過（条件付適合）」又は「未通過（不適合）」のいずれかを判定するものに変更されている。

²³ 技術学院は、技專校院のうち学部が1つだけのもの

のをいう。これに対して、科技大学は、通常、3学部以上のものをいう。したがって、この規定は、技術学院が学部の増設等により、科技大学となるケースを想定しているものと解される。

²⁴ 台湾における大学教員の職階については、大学法第17条第1項が「大学教員は、教授、副教授、助理教授、講師に分け、授業、研究及び指導に従事するものとする。」と規定する。このうち「助理教授」については、“Assistant Professor”と訳され、かつ、その下に「講師」という職位があることからして、本邦の「講師」に相当するものと見られる（台湾にいう「講師」は、その資格等に照らして、本邦の「助教」に相当するものと見られる。）。なお、「助理教授」の資格については、法律である教育人員任用條例（華總一義字第10300008941號令）第16条の1が「助理教授は、次の各号のいずれかの資格を有していなければならない。一 博士の学位又はこれと同等の學歷證書を有し、成績が優秀であり、かつ、専門的な著作を有すること。二 修士の学位又はこれと同等の學歷證書を有するとともに、これまでに所属学科と関係を有する研究業務又は専門職業若しくは職務に4年以上従事し、成績が優秀であり、かつ、専門的な著作を有すること。三 大学又は独立学院の医学部、中医学部又は歯学部を卒業し、臨床業務に9年以上従事し、このうち少なくとも4年間医学センターの主治医を務め、成績が優秀であり、かつ、専門的な著作を有すること。四 講師をこれまでに3年以上務め、成績が優秀であり、かつ、専門的な著作を有すること。」と規定している。

²⁵ 専科学校等の組織の単位である。

²⁶ 本邦にいうコースに当たる概念である。例えば、教育部高等教育司が発行している「大學各系所（組）授予學位中、英文名稱參考手冊（大学の各系所（組）が授与する学位における英文名称についての参考ハンドブック）」によれば、英語学系の修士課程の場合、一般には「文學碩士（文学修士）」が授与されるが、「語言學組（言語学コース）」については、「語言學碩士（言語学修士）」が授与されることとなっ

ている。

²⁷ 学士、修士及び博士の「課程」を意味するものである。すなわち、「學士班」は学士課程、「碩士班」は修士課程、「博士班」は博士（後期）課程のことである。

²⁸ 専科部とは、大学に設けられた専科学校と同じ課程のことであり、これを卒業した者に対しては、副学士の学位が授与される。

【参考文献】

〔邦文〕

小川佳万・南部宏孝『台湾の高等教育：現状と改革動向（広島大学高等教育研究開発センター叢書95）』広島大学高等教育研究開発センター、2008年。

小田格「台湾の高等教育に関する法令の概要等について」『大学評価研究』第14号、公益財団法人大学基準協会、2015年、149－154頁。

城地茂「台湾の高等技術教育の法制と実態」『国際センター年報』第16号、大阪教育大学国際センター、2010年、14－22頁。

伴野彩子（2015）「海外の評価機関に関する評価者研修に関する調査（台湾：財団法人高等教育評鑑中心基金會）」『大学評価研究』第14号、公益財団法人大学基準協会、2015年、155－164頁。

長谷川彰一『改訂 法令解釈の基礎』ぎょうせい、2008年。

楊武勳「台湾における高等教育の質的保証—四年制大学の評価を中心に—」『大学教育質保証の国際比較』（特別教育研究経費「21世紀知識基盤社会における大学・大学院改革の具体的方策に関する研究」（平成20年度－24年度））、広島大学高等教育研究開発センター、2011年、119－134頁。

〔中文〕

財団法人高等教育評鑑中心基金會（2008）「QA 機構動態—QA 現場『申覆』與『申訴』的差異」『評鑑雙月刊』第15期、台北。

教育部高等教育教學評估中心（2010）《中国高等教育評估詞匯》高等教育出版社、北京。